認定支援機関各位

静岡県信用保証協会の「外部専門家派遣制度（旧名称 経営診断制度）」とセンター事業を併用する場合の留意点

静岡県信用保証協会の「外部専門家派遣制度（旧名称　経営診断制度）」と、経営改善計画策定支援事業（405事業）を併用する場合、計画策定費用の支払申請時に所定の書類を整えることが出来ないことから、暫定的な対応として、次の通りとします。

支払申請に必要な、「申請者による費用負担額（1/3）の支払いを示す証憑類」に代えて、「静岡県信用保証協会による外部専門家派遣制度の補助金の支払いを示す証憑類」と「申請者による費用負担額の一部支払いを示す証憑類」の両方をセンターに提出して下さい。両方の金額の合計は、「申請者による費用負担額（1/3）」に一致します。

また、外部専門家派遣制度の利用や補助金額等を確認するための書類の提出をお願いします。具体的には、下記の書類です。

　【代表認定支援機関が支払申請時に提出する書類】

・静岡県信用保証協会の「外部専門家派遣申込書」（写）

　　　　　　<申込時に信用保証協会から申請者企業に渡しています>

・静岡県信用保証協会の「経営改善支援計画策定依頼書」（写）

　　　　　　　　　　　　　　<依頼時に信用保証協会から認定支援機関に渡しています>

・証憑類①【補助金分　静岡県信用保証協会からの入金】

　　　□静岡県信用保証協会から振り込まれた振込口座の履歴（写）（他の情報は黒塗り可）

□振込口座の通帳表紙（写）と表紙裏の金融機関支店名口座番号が書かれた頁（写）

□静岡県信用保証協会への請求書（写）（源泉徴収税が差引かれて振込まれる場合）

・証憑類②【計画策定費用の一部　申請者からの入金】

　　　通常の支払申請の支払いを示す証憑類と一緒です。

（例えば、申請事業者が保管している振込受付書・払込取扱票・ATM振込票

・パソコン画面のコピー等）

※「証憑類①＋証憑類②＝申請者による費用負担額（1/3）」となります。相違すると支払ができません。支払申請する場合には必ず金額をご確認ください。

　以上

不明な点はお問い合せ下さい。

静岡県信用保証協会　経営支援部　企業支援課　　電話０５４－２５２－２１３３

静岡県経営改善支援センター　　　　　　　　　　電話０５４－２７５－１８８０

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【静岡県経営改善支援センター010626】